

時給単価基準覚書

(目的)

第1条 この覚書は、特定非営利活動法人場とつながりの研究センター(以下センター)が、スタッフの時給を決定する際の根拠とするために作成する。

(適応の範囲)

第2条 この覚書に記載された内容は、センターのスタッフに適用する。

- 2 センターが外部から事業委託等を受託する場合、または講師等で人員を外部に派遣する際には、この覚書を元に額を算出する。ただし講師派遣等準備が必要な場合は、準備時間を加味し定めた時給の3倍の額を基準とする。

(時給の額)

第3条 センターの時給単価は、以下の通りとする。

等級	金額	区分
A	3,500 円	・各種プロジェクトを管理運営し、かつ他団体との協働を推進できるコーディネート能力を持つスタッフ（事業部長クラス） ・研究プロジェクトを統括推進できる能力をもつスタッフ（研究部長クラス）
B	2,400 円	・各種プロジェクトを責任者として管理運営することが可能なスキルを持つスタッフ ・研究をサポートなしで推進できる能力を持つスタッフ（主任研究員クラス）
C	1,600 円	・各種相談に対応することが可能なスキルを持つスタッフ（プラザ相談員クラス） ・研究をサポートを受けながら主体的に推進することのできるクラス（研究員クラス）
D	1,200 円	・社会経験を持ち、一般的な業務を問題なく行うことのできるスタッフ ・研究補助員
E	900 円	・一般スタッフ、学生スタッフ

(等級の決定)

第4条 等級の決定に際しては、本人と理事長との相談の上、理事会の承認を経て決定する。

(例外事項)

第5条 委託先等、相手先との協議により特に必要と認められた場合は、相手先の意向に合わせた時給単価基準を用いることができる。また、法人の経営状況に応じて時給単価を変更せざるを得ない場合は、労使双方の合意のうえ理事会の承認を必要とする。

(覚書の改定)

第6条 本規定の変更は、理事会の決定を持って行う。

以上

2006年11月1日制定

2018年10月1日改訂
最低賃金引き上げに伴う変更